

資産運用規程 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(目的) 第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「<u>当センター</u>」)の資産に関わる、運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正且つ効率的な運用に資することを目的とする。</p> | <p>(目的) 第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの資産に関わる、運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正且つ効率的な運用に資することを目的とする。</p> |
| <p>(基本原則) <u>第2条 当センターの資金運用については、以下各号の原則に則り、これを行う。</u></p> <p><u>(1) 資産構成</u> <u>運用する資産の構成は、安全性が確保され、総体的に収益性に優れたものとなるように努める。</u></p> <p><u>(2) 法令遵守</u> <u>業務遂行にあたり、関係法令等を遵守し、適切な運用を行う。</u></p> <p><u>(3) リスク対応</u> <u>運用する資産については、事前に、個別、また総体としてのリスク把握に努め、資産の維持に資するため、運用リスクの変動を監視し、必要に応じて、適切かつ迅速な対応を図る。</u></p> | <p>(基本方針) 第6条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行なう。 2. 運用財産は、取得価額回収の確実性が高く、且つトータルリターンで可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行なうものとする。</p> |
| <p>(資産の区分) <u>第3条</u> <u>この規程が運用の対象とする資産区分は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 中長期運用対象財産(運用期間1年以上)</u> <u>当センター貸借対照表の固定資産に計上される特定資産を指す</u></p> <p><u>(2) 短期運用対象財産(運用期間1年未満)</u> <u>当センター貸借対照表の流動資産に計上される現預貯金を指す</u></p> | <p>(資産の区分) 第2条 運用の対象とする資産区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本財産 (2) 運用財産 ア 中長期運用対象財産(運用期間1年以上) イ 短期運用対象財産(運用期間1年未満)</p> <p>2 中長期運用対象財産は当センター貸借対照表の固定資産に計上される基金資産及び預貯金を指す。 3 短期運用対象財産は前項以外の現預貯金を指す。</p> |

| <p>(理事長の責務)</p> <p>第4条</p> <p>理事長は年度当初の理事会において前年度の運用実績を報告し、併せて当該年度の運用計画について付議し、その承認を得なければならない。但し承認を得た運用計画が金融、経済または市場環境の変化によりその実施が困難または不適切と判断される場合、理事長は変更後最初に行われる理事会において変更後の計画及び変更理由について付議し、その承認を得なければならない。</p> <p>2. 理事長は次条に定める資産運用委員会を設置した場合には、前項の業務執行にあたって、資産運用委員会から、意見を聴取しなければならない。</p> | <p>(理事長の責務)</p> <p>第3条</p> <p>理事長は年度当初の理事会において前年度の運用実績を報告し、併せて当該年度の運用計画について付議し、その承認を得なければならない。但し承認を得た運用計画が金融、経済または市場環境の変化によりその実施が困難または不適切と判断される場合、理事長は変更後最初に行われる理事会において変更後の計画及び変更理由について付議し、その承認を得なければならない。</p> <p>2. 理事長は次条に定める資産運用委員会を設置した場合には、前項の業務執行にあたって、資産運用委員会から、意見を聴取しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------|-----------|----------|------|-----------|---|---|-------------|------------|---|---|--|
| <p>(資産運用委員会)</p> <p>第5条</p> <p>理事長は資産運用委員会を設置できる。</p> <p>2. 資産運用委員会は、前条に定める理事長の中長期・年度毎の運用計画の決定、運用状況・結果の報告、決算後の運用評価その他の資産運用に係る業務執行の実施、運用状況について監視し、当該業務執行の著しい懈怠が認められる場合には、理事会に対し、その旨を報告するものとする。</p> <p>3. 資産運用委員会のメンバーは、理事3名以上及び資産運用責任者とする。</p> <p>4. メンバーの理事は理事長が指名し、理事会において選定する。</p> <p>5. 資産運用委員会は、オブザーバーとして会員及び外部有識者を募り、意見、助言の聴取をできる。</p> | <p>(資産運用委員会)</p> <p>第4条</p> <p>理事長は資産運用委員会を設置できる。</p> <p>2. 資産運用委員会は、前条に定める理事長の中長期・年度毎の運用計画の決定、運用状況・結果の報告、決算後の運用評価その他の資産運用に係る業務執行の実施、運用状況について監視し、当該業務執行の著しい懈怠が認められる場合には、理事会に対し、その旨を報告するものとする。</p> <p>3. 資産運用委員会のメンバーは、理事3名以上及び資産運用責任者とする。</p> <p>4. メンバーの理事は理事長が指名し、理事会において選定する。</p> <p>5. 資産運用委員会は、オブザーバーとして会員及び外部有識者を募り、意見、助言の聴取を出来る。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(資産運用責任者)</p> <p>第6条</p> <p>資産運用責任者は、理事長が指名する。</p> <p>2. 各年度の運用計画に基づく、債券の購入等の個別具体的な投資の判断は、資産運用責任者が提案し理事長が決裁する。</p> | <p>(資産運用責任者)</p> <p>第5条</p> <p>資産運用責任者は、理事長が指名する。</p> <p>2. 各年度の運用計画に基づく、債券の購入等の個別具体的な投資の判断は、資産運用責任者が提案し理事長が決裁する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(運用対象)</p> <p>第7条</p> <p>運用対象は、第3条に示した資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="85 1220 1115 1396"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>中長期運用対象財産</th> <th>短期運用対象財産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金系</td> <td>預金(貯金・円建)</td> <td>可</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>信託系 (信託)</td> <td>金銭信託(元本保証)</td> <td>可</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | 大分類 | 小分類 | 中長期運用対象財産 | 短期運用対象財産 | 預貯金系 | 預金(貯金・円建) | 可 | 可 | 信託系 (信託) | 金銭信託(元本保証) | 可 | — | <p>(運用対象)</p> <p>第7条</p> <p>運用対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>ア 郵便貯金</p> <p>イ 金融機関等への円建預金</p> <p>ウ 元本保証の金銭信託</p> <p>元本保証の貸付信託</p> |
| 大分類 | 小分類 | 中長期運用対象財産 | 短期運用対象財産 | | | | | | | | | | |
| 預貯金系 | 預金(貯金・円建) | 可 | 可 | | | | | | | | | | |
| 信託系 (信託) | 金銭信託(元本保証) | 可 | — | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|---------------------|---------|---|---|
| 銀行 | 貸付信託(元本保証) | 可 | — | |
| 債券系 (原則満期保有前提) *注1 | 国内 | 公共債 *注3 | 可 | — |
| | | 民間債 *注4 | 可 | — |
| | 外国 *注2 | 公共債 | 可 | — |
| | | 民間債 | 可 | — |
| | | 仕組債 *注5 | 可 | — |
| 投資信託系 | 日々決算を行う公社債投資信託(追加型) | 可 | — | |

*注1：発行体(国、地域)により分類する

*注2：外国債券とは、発行体、発行される市場、利払いや償還が行われる通貨のうち、いずれかひとつでも日本(日本円)以外である債券とする

*注3：公共債とは、国、地方公共団体や公的機関等が発行体となるものとする

*注4：民間債とは、民間企業が発行体となるものであり、銀行(特定金融機関)が発行する「金融債」と事業会社が発行する「事業債」とする

*注5：円建元本償還条件付の仕組債のみ購入可能とする

2 前項に定める債券を運用する場合は、第8条に定める格付機関のうち原則2社以上の格付を要し、以下の運用期間(購入時～満期償還時の残存期間)に応じた区分の格付を保有することを要する。但し、運用する債券が1社みの格付取得の場合は、格付閾値を以下の通り読み替える。

| | 短期債 | 中期債 | 長期債 |
|------------------|------------|----------------|------------|
| | 満期償還まで3年未満 | 満期償還まで3年以上6年未満 | 満期償還まで6年以上 |
| 格付範囲 (格付二社以上) | BBB 以上 | | A 以上 |
| 格付範囲 (格付一社のみ) | A 以上 | | AA 以上 |

元本保証の金融債
 エ 公社債(日本国債、地方債、政府保証債(財投機関債を含む。))
 オ 次項(1)に定める範囲内の円建債券
 (2) 運用財産
 ア 郵便貯金
 イ 金融機関等への円建預金
 ウ 元本保証の金銭信託
 元本保証の貸付信託
 元本保証の金融債
 エ 公社債(日本国債、地方債、政府保証債(財投機関債を含む。))
 オ 次項(2)に定める範囲内の円建債券
 カ 日々決算を行なう追加型公社債投資信託
 キ 次項(3)に定める範囲内の外貨建債券

2 前項第1号オ及び第2号オに定める円建債券並びに第2号キに定める外貨建債券の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号オに定める円建債券
日本又は外国の格付機関のうち2社以上がAA格以上と格付している円建債券。
- (2) 前項第2号オに定める円建債券
日本又は外国の格付機関のうち2社以上がA+格以上と格付している円建債券。
- (3) 前項第2号キに定める外貨建債券
外国の格付機関のうち少なくとも1社がAAA格以上と格付している外貨建債券。

| | |
|--|--|
| <p>3 資産運用責任者は、債券を購入後、第 2 項に定める格付を下回った場合は、<u>理事長と協議し資産運用委員会からの意見を得たうえで直ちに対応を決定しなければならない。</u> <u>但し、緊急な情勢変化により、即時の対応が必要と資産運用責任者が判断した場合は理事長の承認の上対応できるものとする。なお資産運用委員会へはこの対応につき速やかに報告するものとする。</u></p> | <p>3 資産運用責任者は、円建債券または外貨建債券を購入後、第 2 項に定める格付を下回った場合は、理事長もしくは資産運用委員会と協議の上直ちに対応を決定しなければならない。</p> |
| <p>(格付機関) 第 8 条 当規程においては以下の格付機関を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格付投資情報センター (R&I) ・日本格付研究所 (JCR) ・ムーディーズ・インベスター・サービス (Moody's) ・スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) ・フィッチレーティングス (Fitch) | <p>(格付機関) 第 8 条 当規程においては以下の格付機関を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格付投資情報センター (R&I) ・日本格付研究所 (JCR) ・ムーディーズ・インベスター・サービス (Moody's) ・スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) ・フィッチレーティングス (Fitch) |
| <p>(雑則) 第 9 条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関して必要な事項は理事長が定める。</p> | <p>(雑則) 第 9 条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関して必要な事項は理事長が定める。</p> |
| <p>附則 1 この規程は 2004 年 4 月 1 日から施行する。 2 2013 年 5 月 15 日付の改正は、2013 年 5 月 15 日から施行する。 3 2015 年 2 月 18 日付の改正は、2015 年 2 月 18 日から施行する。</p> | <p>附則 1 この規程は 2004 年 4 月 1 日から施行する。 2 2013 年 5 月 15 日付の改正は、2013 年 5 月 15 日から施行する。</p> |